

最低制限価格制度・低入札価格調査制度に
関するガイドライン

令和8年3月
福井県立大学

1 趣 旨

このガイドラインは、建設工事および建設工事に係る委託を除く請負契約において、公立大学法人福井県立大学最低制限価格制度実施要領および公立大学法人福井県立大学低入札価格調査制度実施要領の規定により、最低制限価格および調査基準価格を設ける際の基本的な考え方をまとめたものです。

2 制度の概要

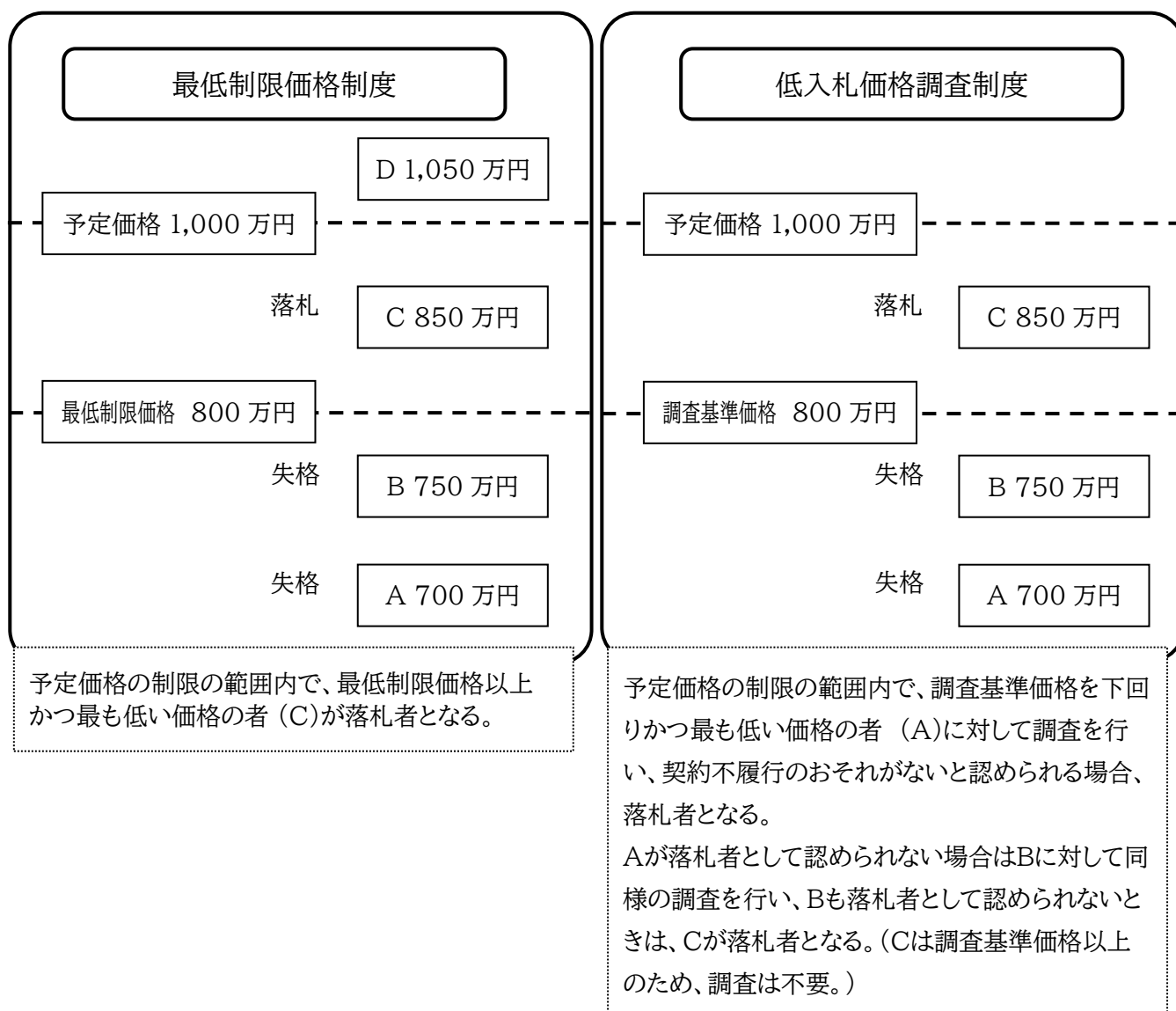
公立大学法人福井県立大学が競争入札により契約を締結する場合には、公立大学法人福井県立大学会計規程(以下、「会計規程」という。)第19条により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることとされています。

ただし、その例外として、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができるとされており、会計規程第19条第2項において低入札価格調査制度、会計規程第19条第3項において最低制限価格制度が規定されています。

【参考】最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の概要

	競争入札の原則	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
根 拠	会計規程第19条	会計規程第19条第2項、 会計規程第19条第3項	
対象事業	支出の原因となる契約	工事または製造その他についての請負	
概 要	支出の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。	請負の契約については、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。	
		あらかじめ定める最低制限価格未満の入札があった際に、契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるとき。	調査基準価格未満の入札があった場合に、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、または公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認めるとき。

【イメージ図】



3 対象となる契約

一般競争入札または指名競争入札により発注するもののうち、施設等の維持管理業務に係る契約を対象とします。なお、必要と判断した場合には、その他の請負契約についても対象とすることができます。

対象となる業務の具体例は次のとおりです。

- ・清掃業務
- ・警備業務(機械警備を除く。)
- ・設備の保守点検
- ・施設案内・受付業務
- ・電話交換業務
- ・総合管理業務

ア 最低制限価格制度

特定調達、総合評価落札方式は除きます。

イ 低入札価格調査制度

特定調達を対象とします。

4 最低制限価格・調査基準価格の設定について

(1)最低制限価格

最低制限価格制度を導入した入札を執行するときは、予定価格に100分の75を乗じて得た金額から予定価格に100分の92を乗じて得た額までの範囲内の額で、最低制限価格を設定します。

(2)調査基準価格

低入札価格調査制度を導入した入札を執行するときは、予定価格に100分の75を乗じて得た金額から予定価格に100分の92を乗じて得た額までの範囲内の額で、調査基準価格を設定します。

5 契約までの流れ

(1)最低制限価格制度

①予定価格の算定

・市場価格や実例価格を考慮し予定価格を算定します。

②最低制限価格の算定

・上記4(1)により、最低制限価格を算定します。

・最低制限価格は、当該予定価格に対応するものであって、個々の契約に応じて、価格の総額について定めます。

③入札参加者への周知

・入札公告または指名通知に最低制限価格を設定することを明記します。

④落札者の決定

・予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

⑤結果の公表

・入札結果の公表を行います。

(2)低入札価格調査制度

①予定価格の算定

・市場価格や実例価格を考慮し予定価格を算定します。

②調査基準価格の算定

・上記4(2)により、調査基準価格を算定します。

・調査基準価格は、当該予定価格に対応するものであって、個々の契約に応じて、価格の総額について定めます。

③入札参加者への周知

・入札公告または指名通知に調査基準価格を設定すること、調査基準価格を下回った入札者は入札後に当該入札価格の根拠となる資料を提出しなければならないことなどを明記し、事前に周知します。

④開札・落札者の保留

・開札の結果、調査基準価格を下回る入札があった場合は、落札の決定を保留し、入札を終了します。

・調査基準価格に満たない価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札をした者を調査対象者とします。

⑤低入札価格調査委員会の設置

- ・低入札価格調査制度実施要領第8条に基づき低入札価格調査委員会を設置します。

⑥調査のための書類の提出依頼

- ・調査基準価格を下回る入札者があった場合、低入札価格調査委員会において、低入札価格調査制度実施要領第9条による調査を実施するため、調査基準価格を下回った全ての入札者に対して資料の提出を依頼します。

※調査の結果、最低の価格をもって入札をした者に契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断されたときは、当該入札者の次に低い価格をもって入札をした者に対して再度調査を行う必要があることから、あらかじめ調査基準価格を下回った全ての入札者から資料の提出を受けます。

⑦調査の実施

- ・調査対象者からの提出資料をもとに調査を実施します。
- ・必要と認めたときは、調査対象者に対して聴取り調査を行います。

⑧落札者の決定

- ・⑦による調査の結果、契約不履行のおそれがないと認められたときは、当該最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者に対して、結果を通知します。
- ・また、契約不履行のおそれがあると認められたときは、当該最低の価格をもって入札した者を失格とします。当該調査対象者に対して、結果を通知します。

⑨結果の公表

- ・入札結果の公表を行います。

低入札価格調査制度にかかるフロー図

